

議事日程(第7号)

令和7年3月21日 午後1時30分開議

- 日程第1 請願について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算(第10号)」
- 日程第3 議案第13号 湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 由布市川西児童体育館条例の廃止について
- 日程第8 議案第18号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第22号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第23号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第24号 由布市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第15 議案第25号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第26号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第27号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第28号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議案第29号 由布市都市公園条例の一部改正について

- 日程第20 議案第30号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第31号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第32号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第33号 市道路線（下市見取2号線）の認定について
- 日程第24 議案第34号 市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について
- 日程第25 議案第35号 市道路線（上市立烏帽子線）の認定について
- 日程第26 議案第36号 市道路線（北方宮田3号線）の認定について
- 日程第27 議案第37号 市道路線（赤野北口原線）の認定について
- 日程第28 議案第38号 市道路線（赤野東原線）の認定について
- 日程第29 議案第39号 市道路線（向原屋敷線）の認定について
- 日程第30 議案第40号 市道路線（上市城畑2号線）の認定について
- 日程第31 議案第41号 市道路線（上市城畑3号線）の認定について
- 日程第32 議案第42号 市道路線（下市上大六6号線）の認定について
- 日程第33 議案第43号 市道路線（下市下大六6号線）の認定について
- 日程第34 議案第44号 市道路線（下市見取3号線）の認定について
- 日程第35 議案第45号 市道路線（下市下嶋線）の認定について
- 日程第36 議案第46号 市道路線（古野本村南4号線）の認定について
- 日程第37 議案第47号 市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について
- 日程第38 議案第48号 市道路線（赤野南口原線）の認定について
- 日程第39 議案第49号 市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について
- 日程第40 議案第50号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第41 議案第51号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第42 議案第58号 令和7年度由布市一般会計予算
- 日程第43 議案第59号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第60号 令和7年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第61号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第62号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第47 議案第63号 令和7年度由布市水道事業会計予算

- 日程第48 議案第64号 工事請負契約の変更について  
日程第49 発議第1号 由布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書  
日程第2 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願について  
日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」  
日程第3 議案第13号 湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について  
日程第4 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第5 議案第15号 由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について  
日程第6 議案第16号 由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について  
日程第7 議案第17号 由布市川西児童体育館条例の廃止について  
日程第8 議案第18号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
日程第9 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第10 議案第20号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
日程第11 議案第21号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について  
日程第12 議案第22号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について  
日程第13 議案第23号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
日程第14 議案第24号 由布市企業立地促進条例の一部改正について  
日程第15 議案第25号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第16 議案第26号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第17 議案第27号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第18 議案第28号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議案第29号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第20 議案第30号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第31号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第32号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第33号 市道路線（下市見取2号線）の認定について
- 日程第24 議案第34号 市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について
- 日程第25 議案第35号 市道路線（上市立烏帽子線）の認定について
- 日程第26 議案第36号 市道路線（北方宮田3号線）の認定について
- 日程第27 議案第37号 市道路線（赤野北口原線）の認定について
- 日程第28 議案第38号 市道路線（赤野東原線）の認定について
- 日程第29 議案第39号 市道路線（向原屋敷線）の認定について
- 日程第30 議案第40号 市道路線（上市城畑2号線）の認定について
- 日程第31 議案第41号 市道路線（上市城畑3号線）の認定について
- 日程第32 議案第42号 市道路線（下市上大六6号線）の認定について
- 日程第33 議案第43号 市道路線（下市下大六6号線）の認定について
- 日程第34 議案第44号 市道路線（下市見取3号線）の認定について
- 日程第35 議案第45号 市道路線（下市下嶋線）の認定について
- 日程第36 議案第46号 市道路線（古野本村南4号線）の認定について
- 日程第37 議案第47号 市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について
- 日程第38 議案第48号 市道路線（赤野南口原線）の認定について
- 日程第39 議案第49号 市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について
- 日程第40 議案第50号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第41 議案第51号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第42 議案第58号 令和7年度由布市一般会計予算
- 日程第43 議案第59号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第60号 令和7年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第61号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第46 議案第62号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算  
日程第47 議案第63号 令和7年度由布市水道事業会計予算  
日程第48 議案第64号 工事請負契約の変更について  
日程第49 発議第1号 由布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書  
日程第2 議員派遣の件について

---

出席議員（17名）

2番 志賀 輝和君	3番 高田 龍也君
4番 坂本 光広君	5番 吉村 益則君
6番 田中 廣幸君	7番 加藤 裕三君
8番 平松恵美男君	9番 太田洋一郎君
10番 加藤 幸雄君	11番 鷺野 弘一君
12番 長谷川建策君	13番 佐藤 郁夫君
14番 渕野けさ子君	15番 佐藤 人已君
16番 田中真理子君	17番 佐藤 孝昭君
18番 甲斐 裕一君	

---

欠席議員（1名）

1番 首藤 善友君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 生野 洋平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君      副市長 …………… 小石 英毅君  
教育長 …………… 橋本 洋一君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	古長 誠之君
財政課長	……………	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長	……………	一法師良市君
会計管理者	……………	二宮 啓幸君
建設課長	……………	衛藤 武君
商工観光課長	……………	大塚 守君
福祉事務所長兼福祉課長	……………	後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長	……………	井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………	佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………	米津 康広君
教育次長兼教育総務課長	……………	安部 正徳君
消防長	……………	大嶋 陽一君

---

午後 1 時30分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、こんにちは。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員数は17名です。首藤善友議員より欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

---

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、請願についてを議題とします。

本定例会に付託いたしました請願1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆様、こんにちは。産業建設常任委員長の田中廣幸です。請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年3月6日木曜日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室です。

出席者は、常任委員全員でございます。

書記は、議会事務局です。

審査の結果は、下記のとおりです。

請願。受理番号1、受理年月日、令和7年2月14日。件名、「上津々良川の早期復旧および土砂災害防止に関する条例制定」に関する請願です。

本請願は、度重なる豪雨により被災した上津々良川上流域の早期復旧を求めるとともに、保安林伐採時に関係自治区との事前協議を義務づける条例の制定を求めるものである。

委員会では、現地視察として、請願者立ち会いの下、現場の確認を行った後、執行部からの聞き取りを行った。近年、繰り返される大雨により、地域内で行われている事業に関して不安を持たれている住民感情は十分に理解できるものである。しかしながら、災害復旧を早期に望んでいる地域は市内にも多数ある状況も委員会として確認をしているところである。

委員会からは、災害復旧に関しては、事前に地域住民と協議を行い、工程を示しながら早期の復旧に尽力してほしいとの意見が出た。また、条例制定に関しては、森林法の定めるところの地域森林計画にのっとり、国土の保全、土砂の流出、崩壊防止に、大分県及び由布市において、地域住民に一層寄り添った施策の研究、対策をしてほしいとの意見が出た。近年、市内で頻発する災害を鑑み、慎重審査の結果、趣旨採択すべきと決定した。

審査の結果、趣旨採択すべきと決定。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

令和7年受付請願受理番号1、「上津々良川の早期復旧および土砂災害防止に関する条例制定」に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号1の請願は委員長報告のとおり趣旨採

択とすることに決定しました。

---

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」から、日程第47、議案第63号、令和7年度由布市水道事業会計予算までの46件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員会委員長の太田です。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和7年3月5日、6日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者及び担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

事件の番号、承認第1号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」。

経過及び理由。

本件は、歳入歳出予算にそれぞれ1,222万1,000円を追加し、予算の総額を258億7,842万4,000円とするもの。

当委員会に関するものは、令和7年2月15日から実施された2款1項12目米海兵隊移転訓練対策事業費の330万9,000円の増額は、在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練に係る対策費を計上するもの。

緊急を要したことから、地方自治法第179条の第1項の規定により、令和7年1月15日付で専決処分が行われたことによるもの。

委員会からは、引き続き、関係者や市民に迅速な情報提供することと、市民の安全を最優先に考え細やかな配慮を行っていただきたいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第13号、件名、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について。

経過及び理由。

本議案は、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画において公共的施設の整備を必要とする事情及び整備計画の変更を行うためのものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項における準用する同条第1項の規定に基づき、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるもの。

湯平辺地に関しては、これまで公共施設の整備として市道及び地域交流センターについて計画していましたが、湯平を訪れる観光客に地域内での散策を促すため、また、緊急時の地域住民の避難集合場所として活用できる施設等の整備が必要とされたため、整備を必要とする事情及び整備計画の施設としてポケットパーク及び観光関連施設を追加することによるもの。

七蔵司辺地に係る総合整備計画については、これまで公共施設の整備として防火水槽及び小型動力ポンプについて計画していたが、住民の生活道路である一木山口線について、幅員が狭小で通行に支障を来しているため、整備が必要とされた。このため、整備を必要とする事情に市道を追加し、整備計画の施設として一木山口線を追加することから、令和7年度予算に計上することによるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第14号、件名、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役刑及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、由布市職員の給与に関する条例、由布市モーター類似施設建築規制条例、由布市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正するもの。

委員会からは、この改正により、今後適用に適合した条例が整備され、市民の理解と円滑な運用が図られることを目指すようにとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第16号、件名、由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

経過及び理由。

本条例は、公職選挙法第143条第15項に基づき、選挙運動用ポスターの作成に対する公費負担に関する事項を定めることとするもの。

この制度は、由布市議会議員選挙及び由布市長選挙に関連し、候補者と契約事業者との間で交わ

された選挙運動用ポスター作成の有償契約に基づき、供託物が没収されない場合に限り、由布市が契約事業者へ直接費用を払うこととし、選挙運動の透明性と公費の適正な運用を図ることによるもの。

委員会からは、立候補しやすい環境整備及び選挙運動の透明性を確保するため、公平に費用負担を行うことが重要であり、適切な運用が求められるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第18号、件名、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、男女共に仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置の拡充等を行うことによるもの。

改正により、育児の対象年齢が3歳未満から小学校入学まで拡大され、介護が必要な家族がいる職員への面談など措置が義務づけられた。また、介護両立支援制度の円滑な運用を図るため、職員への研修や相談体制の整備が求められることになったことによるもの。

委員会からは、仕事と育児・介護の両立を支援するための制度の拡充は重要であり、特に職員への研修や相談体制の整備について、しっかりと実施する必要があるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第19号、件名、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の公布に伴い、職員の給与の改定等を行うことによるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第20号、件名、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、水道事業に従事する職員で勤務を要しない日や休日及び勤務時間において、水道事業に関連する事案が発生する可能性に備え自宅等で待機を命じられた場合に手当を支給することを定めることによるもの。

委員会としては、今後の社会情勢や水道事業の変化に柔軟に対応し、必要に応じて適切な見直しを行うなど、引き続き対応するよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第21号、件名、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。経過及び理由。

本議案は、市の財政状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を本年4月1日から9月30日までの6か月間、月額3%の減額措置を行うことによるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第22号、件名、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。経過及び理由。

本議案は、議案第21号と同様の理由により、職員の給料を本年4月1日から9月30日までの6か月間、一律1%の減額措置を行うことによるもの。

委員会からは、財政状況を踏まえた措置であることは理解するが、職員の生活への影響を最小限に抑えるよう配慮すべきとの意見が出た。また、今後も状況を見守り、必要に応じて廃止することも含め、柔軟に対応するよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第23号、件名、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第24号、件名、由布市企業立地促進条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、本市における企業立地を促進するため、助成措置の対象範囲を拡大し、既存の事業所の拡張や新規事業所の設置も助成の対象とすることにより、企業の成長を支援し、企業立地の

促進と新たな雇用機会の創出を目指すもの。

委員会からは、企業の成長と雇用創出を促進するための措置は非常に重要であり、今後も地域経済の発展につながることを期待している。また、事業者に対する適切なサポートを提供することが求められるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第32号、件名、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、選挙の際の投票管理者等の交代制を導入することに伴い、報酬の額を調整するための条例の一部を改正するもの。

具体的には、選挙事務における投票所投票管理者、投票所投票立会人、期日前投票所投票管理者、期日前投票所投票立会人に関して、これまで1日の勤務時間が10時間とされていたが、半日の事務従事も可能とするため、報酬額を調整すると説明を受けた。

委員会からは、交代制を導入することにより、事務従事者の負担軽減と効率的な運営が図られることが期待されるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第50号、件名、日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、日出町の公の4施設を由布市の住民の利用に供させることによるもの。

委員会からは、住民の利便性が向上し、地域間の協力関係が強化されることを期待している。また、施設の利用に際して、適切な運営がなされるよう配慮することが重要であるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案を可決すべきと決定。

事件の番号、議案第51号、件名、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、由布市の公の8施設の利用を大

分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町の住民の利用に供することに関し協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案を可決すべきと決定。

以上、御報告申し上げます。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お疲れさまです。教育民生常任委員会委員長の田中真理子です。それでは、委員会の審査報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和7年3月5日水曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査の結果、下記のとおりです。

事件の番号、承認第1号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」。

経過及び理由。

当委員会に係る主なものとして、3款1項1目物価高騰緊急対応事業（給付金）891万2,000円の増額は、令和6年度住民税非課税世帯に対しての給付金を支給するためのシステム改修費等を計上したものの。

緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月19日付で専決処分を行ったものである。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第15号、件名、由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、学校給食費について、市が徴収し管理する公会計方式を採用すること及び、その額を無償とすることについて必要な事項を定めるものである。

懸案であった学校給食の無償化については、より一層の子育て支援の充実につながっていくとの期待と歓迎の声もあった一方で、下記のような意見が出ました。

①財源の確保については、国の動向も注視しながら調査研究を続けていくこと。

②安全安心な給食の提供と地産地消のさらなる推進を図ること。

③これまでの学校給食費未納分の取扱いについては、公平性の観点からも、引き続き解消に努めること。

以上、委員会からの意見を付した上で、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第17号、件名、由布市川西児童体育館条例の廃止について。

経過及び理由。

本議案は、由布市川西児童体育館を廃止することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び、特に重要な公の施設の廃止に関する条例に、児童体育館が位置づけられているため、本廃止条例の附則にて、当該条例第3条第11号に定められている児童体育館を削る改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第25号、件名、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の基礎課税額等に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額を改定するものである。

大分県国民健康保険運営方針（第2期）では、保険税の完全統一の目標年度を令和11年度とすることが明記されており、毎年度の基金残高や令和11年度標準税率等の推計値を見据え、改定の必要がある旨の説明があった。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第26号、件名、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第27号、件名、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第31号、件名、由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第231条2の3第1項に基づく指定納付受託者制度により、社会教育施設使用料の支払方法にキャッシュレス決済を導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 議案審査の報告をいたします。産業建設常任委員長の田中廣幸です。委員会審査報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和7年3月5日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者は、産業建設常任委員全員です。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第28号、件名、由布市市営住宅条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、耐震性のない木造住宅について、入居者が退居した後に解体した市営住宅を当該条例から削除するものである。跡地については、普通財産として管理する方向で検討しているとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第29号、件名、由布市都市公園条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、都市計画法に係る開発により設置された挟間地域の公園5か所について、由布市に帰属する都市公園として、当該条例に追加するものである。

委員からは、住民が集う憩いの場として、また防災活動の場所として、地域住民と協力しながらの管理や活用を検討していただきたいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第30号、件名、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、布設工事監督者の水道技術管理者の資格要件等、所要の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第33号、件名、市道路線（下市見取2号線）の認定について。

本議案は、都市計画法に基づき、由布市に帰属した道路を市道として管理することによるものである。

起点、由布市挾間町下市64番11地先。終点、由布市挾間町下市64番23地先。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以下、議案第38号までは同様の理由によるものです。議案番号及び路線名を読み上げ、まとめて報告いたします。

議案第34号、市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について。

議案第35号、市道路線（上市立烏帽子線）の認定について。

議案第36号、市道路線（北方宮田3号線）の認定について。

議案第37号、市道路線（赤野北口原線）の認定について。

議案第38号、市道路線（赤野東原線）の認定について。

以上5議案については、全員一致で原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第39号、件名、市道路線（向原屋敷線）の認定について。

本議案は、挾間町環境保全条例に基づき、由布市に帰属した道路を市道として管理することによるものである。

起点、由布市挾間町向原47番7地先。終点、由布市挾間町向原47番11地先。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以下、議案第48号までは同様の理由によるものですので、議案番号及び路線名を読み上げ、まとめて報告いたします。

議案第40号、市道路線（上市城畑2号線）の認定について。

議案第41号、市道路線（上市城畑3号線）の認定について。

議案第42号、市道路線（下市上大六6号線）の認定について。

議案第43号、市道路線（下市下大六6号線）の認定について。

議案第44号、市道路線（下市見取3号線）の認定について。

議案第45号、市道路線（下市下嶋線）の認定について。

議案第46号、市道路線（古野本村南4号線）の認定について。

議案第47号、市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について。

議案第48号、市道路線（赤野南口原線）の認定について。

以上9議案については、全員一致で原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号、件名、市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について。

本議案は、公共用地である公園を終点とした由布市所有の公衆用道路を市道として管理することによるものである。

起点、由布市湯布院町湯平502番3地先。終点、由布市湯布院町湯平494番1地先。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案を可決すべきと決定。

以上で、慎重審査のほどよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、予算特別委員長、佐藤孝昭君。

○予算特別委員長（佐藤 孝昭君） 予算特別委員会委員長、佐藤孝昭でございます。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和7年2月25日、2月26日、詳細説明、3月10日、審査、質疑、3月11日、3月12日、分科会審査、3月14日、審査、まとめ。

場所、本庁舎、議場ほか。

出席者は、記載のとおり、議員全員でございます。

担当課は、全課でございます。

書記、議会事務局。

付託の事件名。

議案第58号、令和7年度由布市一般会計予算。

議案第59号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算。

議案第60号、令和7年度由布市介護保険特別会計予算。

議案第61号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第62号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算。

議案第63号、令和7年度由布市水道事業会計予算。

審査の経過及び結果。

本委員会は、全議員で構成する予算特別委員会として、前述のとおり、6日間開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、75項目の質疑と関連質疑13件、さらに分科会を通して細部にわたって慎重な審査を行いました。その結果、議案第58号から議案第63号の6件については全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

委員会の意見としましては、議案第58号、令和7年度由布市一般会計予算について、1、2款総務費の自治会活動促進事業では、各自治区の状況や自治委員の選出状況、困り事を把握し、市民に寄り添いながら解決に向けて取り組むよう対応していただきたい。また、配布物等の内容を検討し、総合的な自治委員の負担軽減に努めるようにすること。

2、3款民生費、4款衛生費の重層的支援体制整備事業では、支援の対象となる方を孤立させることがないようにPRや働きかけを十分に行い、かつ綿密な庁内連携による支援体制の構築に努めていただきたい。

3、7款商工費の商工振興活性化事業の就労機会促進業務では、商業分野はもちろん、農業分野での活用もあることから、今後は、就農支援関係との連携も視野に入れ、活用の裾野を広げていただきたい。

4、10款教育費の学校給食センター調理事業では、今後の物価上昇も鑑みた上での単価による積算としているが、質、量に加えて栄養化も保ち、予算の範囲内で工夫を図っていただきたい。

5、市制施行20周年記念事業については、市民にとって記憶に残る記念事業になるよう取り組んでいただきたい。また、市議会としても、これまで20年間の議会改革等の歩みを振り返る

記念事業を実施し、今まで以上に開かれた議会を目指します。

6、予算特別委員会を通じて、質疑等で指摘のあった項目については、十分留意をしながら予算執行に努めること。

以上の意見を付します。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願い申し上げます。

まず、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第13号、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第14号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第15号、由布市学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 教育民生常任委員長にお聞きいたします。

経過及び理由の中であります。財源の確保についてとありますが、今回、該当する世帯数と、今後、庄内のほうでは過疎地域に若者定住住宅を造って、若者、子育て世代を増やしていこうという話が上がってきておりますが、あと鑑みたときに、由布市全体での伸び率がこの財源で確保できていくのか、そのような議論がされたのかをお聞きしたいのと、あと、経過及び理由の中の③ですが、未回収分の回収に努めることと意見を出しておりますが、これはどのように今後、今以上に回収を努めるのか、そのような何か提案があったのかをお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 財源の確保についてですが、今年度初めて試みることなんですが、そういった物価高騰、それから未収解消とかいろいろなものをしながら、それをふるさと納税の基金を組み込んだりするんですけど、なるべくそういったことで遠慮のないような財源を確保していきたいということの説明を受けました。

それにつきましても、慎重にこれは進めていかないといけないし、予算が足りないから1年で終わるといふことには絶対ならないように、今後も注視していかなければならないのではないかなという説明を受けました。

それから、3番目でいいんですかね、未収金につきましても今も非常に努力をしてくれております。これは、このままでもいけないので、やっぱり公平性を欠かないように、これからも引き続きその回収には努めていくという説明を受けました。

この給食費の無償化にすることによって、非常に慎重に、しかも子どもたちに安心、安全なものを届けるためにはいろんな条件が重なると思いますので、その辺も全て含めて、今、学校、教育委員会のほうでは慎重にこれを進めていこうとしている、そのような説明を受けました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

今、委員長から質問の御回答いただきましたが、財源の確保、あと未回収分等鑑みたときに、いま一度ゆっくりと、今早急にこの議案を可決するべきではなく、あと1年間、今議会でも上程されていますが、議案第21号、第23号で財政面を鑑みたときには、三役また職員の皆さんの給料も削減しながら財源の確保を行っている状況下で、今この給食の税金化をするのは早急ではないかと考えまして、私は反対の立場で討論させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

賛成討論は。佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

もう御案内のように、由布市、全体的には少子高齢化に入っておりますし、今後の財政の見通しも含めて非常に大変な状況はありますが、国の今状況を見ますと、非常にこういう問題が1,800自治体余りでこういう問題を受けております。したがって、国会のほうでも来る年度、8年度ぐらいまでには財政的にやはり地方自治体を助けていこう、そういう方向もありますし、今取り得る範囲、特に子育て支援世帯をきちっとして、我が由布市に移住定住を願い、何としてもこの部分を、やはりそういう子育て世代の底上げ、また皆さんが生活しやすいような状況にしていこうと、そういう状況もございますし。

特に、公平な部分で、未収入の分につきましては、今、担当課が一生懸命いろんな制度を取り得る中で、その部分でやはり不公平にならないような取組をしていこうという新たな取組をしておりますから、そういうことも私どもも注視しながら、このことをやはり由布市を挙げて皆さんでそういう世代を中心に移住定住をしていただきながら、財政も含めて人材確保に今後ともやっぱり努めていく必要があるだろう、そういうことで私は賛成討論といたします。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立14名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第16号、由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

先ほども言いましたが、本議会で上程されております市長等の給料また職員等の給料を減額するということでありまして、由布市の財政が厳しい中で、立候補した時点では私人であります但当選した場合には公人となります。公人となる者に対しての税金の支出、職員の皆さんと同等の公の職に就いた人間としても、税金の支出を皆さんに減額というお願いをしている立場になる人間が税金の投入していただくというのは、少し幾ばかりか私としては反対をしないといけないと考えておりますので。

また、これは補助をいただく方の手上げ方式というふうになっておりますので、全議員、立候補する方々全員ではない、該当はないかもしれませんが、由布市の厳しい財政を鑑みたときには、由布市が今現状ではするべきではない条例ではないのかなと思いますので、反対の立場として反対討論をさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 原案賛成者の討論。加藤裕三君。

○議員（7番 加藤 裕三君） 賛成の立場で討論させていただきます。

この議案について、これまでもいろいろ審議をされてきたというふうに思っています。

昨今の政治の参加、若い人たちを含めて、この市議会含めて、政治に参加する意識の高揚を幅広い方にこうした支援の体制の中で、やはりこの由布市に対する政治の参画について幅広い参画を促すものというふうに私は思っています。そういった由布市のいろいろな取組についての考え方を幅広く、いろんな方がこの政治についての関心を持ったり参加することをやはり幅広くする意味でも、これは必要だというふうに私も考えています。

また、他市においてもこのような制度を数多く持っている行政もございますので、私は賛成という立場で討論をいたします。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第17号、由布市川西児童体育館条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案は由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員数の3分の2以上の同意が必要とします。この場合、議長にも表決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員数は17人です。その3分の2は12人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立者17人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第18号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第19号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第20号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第21号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第22号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 総務常任委員長にお伺いします。

経過及び理由の中で、今後も状況を見守り必要に応じて廃止することも含め柔軟に対応するという意見をつけていただいています。目標の数字等が審議されたのか、大体これぐらいに財政が回復するといよいよねという話があったのか、ちょっとお知らせいただければ。

○議長（甲斐 裕一君） 委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

具体的な数字であるとか、どこまで回復すればというところの説明はいただいております。

ただ、もうかなりの年月、この削減する条例をずっと出されておりますので、今回のいろんな質疑の中で、物価高騰等のそういった状況もあることも鑑みて、6か月後この条例が終了する時点において柔軟に対応するように、必要に応じて廃止も含めて対応するよというふうな内容の意見を付させていただきました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） この条例に対して反対の立場で討論させていただきます。

もう由布市が合併して以来、途中からですが、このように職員の皆さんが給料を削っていただいている財源の確保をしていただいているというのは、大変、本当頭が下がる思いでありがたいと思いますが。昨今の災害やら何やら、病気ですかね、コロナ等があったときに、大変職員の皆さんが本当御尽力していただいているというのはよく分かりますし、今、災害復旧工事等に関しても昼夜問わず皆さんが頑張っている中で、私は削減するというのもう、すいません、言葉が悪かったら申し訳ないですが、もういい加減やめていいんじゃないのかと、もうしっかりとモチベーションを持って市のために働いていただいたほうが私はいいいのかなと思いますので、もうこれを新年度予算ですので、これをいい機会に私もこれを廃止したほうがいいと思いますので、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 賛成者の討論、お願いします。平松恵美男君。

○議員（8番 平松恵美男君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

今、高田議員のほうからお話があったような内容を委員会の中で十分討論しまして、継続して複数年こういうふうな形で職員の方に犠牲を払っていただいているというようなことを委員会で委員の方からお話を多く伝えております。そういうことも含めまして、今回はこの議案に対して可決という方向で委員会としてはなりましたので、私は、次回のことにつきましては、先ほど委員長が申したとおり十分検討していただきたいということを申し添えまして、委員会を開いておりますので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第23号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第24号、由布市企業立地促進条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第25号、由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第26号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第27号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第28号、由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第29号、由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第30号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第31号、由布市挾間健康文化センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第32号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は14時50分といたします。

午後2時41分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、日程第23、議案第33号、市道路線（下市見取2号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第34号、市道路線（鶴田ツル3号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第35号、市道路線（上市立烏帽子線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第36号、市道路線（北方宮田3号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第37号、市道路線（赤野北口原線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第38号、市道路線（赤野東原線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第39号、市道路線（向原屋敷線）の認定についてを議題として質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第40号、市道路線（上市城畑2号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第41号、市道路線（上市城畑3号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第42号、市道路線（下市上大六6号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第43号、市道路線（下市下大六6号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第44号、市道路線（下市見取3号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第45号、市道路線（下市下嶋線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第46号、市道路線（古野本村南4号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第47号、市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第48号、市道路線（赤野南口原線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第49号、市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第50号、日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第51号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第58号、令和7年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第43、議案第59号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第60号、令和7年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第45、議案第61号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第62号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第47、議案第63号、令和7年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第48、議案第64号及び日程第49、発議第1号を追加上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議案第64号、工事請負契約の変更について。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました議案1件について提案理由を御説明いたします。

議案第64号、工事請負契約の変更については、本年度実施しております湯平地域緊急避難所新築工事において設計変更が生じたことに伴い、3月13日付で工事請負変更仮契約を締結したことについて、この仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。

詳細については、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、発議第1号、由布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、

17番、佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 由布市議会副議長の佐藤孝昭でございます。発議第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号、由布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。  
由布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。  
令和7年3月21日。

提案者、由布市議会佐藤孝昭。

賛成者は、議員全員でございます。

提案理由。刑法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役を拘禁刑に改めるもの、また情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う条ずれを改正するもの、加えて所要の改正を行うものでございます。

次ページは、改め文です。

附則として、施行期日と経過措置を規定しております。

次ページからは、新旧対照表となっておりますので、御一読ください。

以上、慎重審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案1件及び発議1件の提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第64号について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。議案第64号につきまして詳細説明をいたします。

議案第64号、工事請負契約の変更について。

次のとおり工事請負契約を変更することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出、由布市長。

契約の目的といたしまして、湯平地域緊急避難所新築工事でございます。契約の方法は、要件設定型一般競争入札。契約の金額、変更前が2億1,059万7,200円。変更後は2億2,207万200円。契約の相手方は、大分市中戸次のANA I株式会社でございます。

提案理由につきましては、令和6年第3回由布市議会定例会の議案第63号において議決を得た工事請負契約の請負金額を変更することによるものです。これにつきましては、議決をいただきました湯平地域緊急避難所新築工事に伴う変更仮契約を令和7年3月13日付でANA I株式会社と締結を行っております。契約金額は、消費税を含む、変更前が、繰り返しになりますが2億

1,059万7,200円を変更後2億2,207万200円で1,147万3,000円の増額となります。

議案の次ページをお願いいたします。

変更の概要についてでございます。くい打ち工事及び基礎工事において巨石が複数確認されたため、削岩機を使用しての石の掘削、破碎を実施し、岩の処理が生じたため、建物2階スロープの設計変更が生じました。また、1階床仕上げの施工内容の変更が生じたため、これらの変更に伴う工期の延長により労務費等の増額が生じた次第でございます。

なお、請負金額の変更については、工期の延長契約を行う時点ではまだ増額分の積算及び請負者との協議がまとまっておらず、変更仮契約締結の見通しが立っていなかったことから、事前に工期を令和7年3月21日から令和7年7月31日まで延長する変更契約を令和7年2月20日に締結しております。その後、請負変更額の積算を行った上で請負者と請負金額の増額分について協議を実施し、変更金額が確定したため、変更仮契約を締結した次第でございます。

以上で、詳細説明を終わります。

緊急避難所の令和7年7月末完成に向け、どうかよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され議題となっております議案1件並びに発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、日程第48、議案第64号、工事請負契約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 設計変更が2か所、これは巨石が出たから設計変更が生じたというような言い方だったような気がするんですけど、それでよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 設計変更につきましては、今回、建物の前の敷地を造成工事しました。それで、その敷地部分から緊急避難所に入るスロープを設ける部分があるんですけど、そのスロープ工事等のスロープの幅をちょっと狭くしたこと等による設計変更によるものです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） では、巨石ではなくて、設計のそれぞれの変更、それから仕上げの変更となって、これは最初の分から、造ってみたら不具合があったから設計変更をしたということですか。それは、誰が指示したというか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

スロープにつきましては、当初2階部分を造成した部分からを駐車場としてそのまま直接2階の避難所に入るよう設計していたんですけど、造成工事が進む中に、実際に造成地側の元設計部分でスロープ側の荷重に耐えられないということが判明しました。それに伴い、当初スロープの幅をおおむね5メートル幅見ていたんですけど、その入り口を3メートル65、手すりを含めて、車椅子等に入れるようにしたその設計の変更が主なものでございます。以上です。（「仕上げの変更はどうか」と呼ぶ者あり）

すいません。仕上げにつきましては、1階の床の仕上げの施工の変更になります。当初は、コンクリートの金ごて押さえということで防塵塗装塗りだったんですけど、それを今度は防塵対策を行って、耐光性とかそういったメンテナンスのしやすい仕上げに変更しております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第49、発議第1号、由布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついでに、この提出案件1件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この2件は追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第2. 議員派遣の件について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。  
会議を閉じます。これで令和7年第1回由布市議会定例会を閉会します。大変御苦勞さまでございました。

午後3時25分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員